

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

手形による寄附金

Q：当社は7月決算の法人ですが、6月末に、9月末期日の手形を振り出して寄附をしました。この寄附金は、手形を振り出した事業年度の寄附金として計算してよいのでしょうか。

A：手形の決済が行われた日を含む事業年度の寄附金となります。

【解説】

寄附金については、現実に支払がされるまでの間はその支出がなかったものとされます。

これは、寄附金はその性格から一方的に金銭等を相手方に給付するものであり、一般的には、寄附をする場合寄附についての契約を結ぶことなく、金銭等を相手方に引き渡した時において寄附があったものと認識され、それが慣行ともなっているところから、税務計算においても、この一般的な慣行に従うこととされたものであると考えられます。

この場合における支払いとは、上記の趣旨から、寄附の現実の履行を指しているものと思われま

す。手形によって寄附を行ったとしても、手形の交付によって寄附に係る金銭等の引渡債務が消滅するわけではなく、その債務と手形債務が併存するのが一般的です。

したがって、ご質問の場合、手形を振り出した日を含む事業年度ではなく、手形の決済が行われた日を含む事業年度において寄附金の支出があったものとして取り扱われることとなります。

